

大分地方裁判所平成17年(行ウ)第13号相続税更正処分取消請求事件(全部取消し)
(納税者勝訴)(被告控訴)

【相続税課税財産の範囲/取消訴訟係属中の被相続人死亡に伴う訴訟上の権利】

本件は、被相続人が生前提訴し、原告がその地位を承継していた所得税更正処分等取消請求事件について、取消判決が確定したことから原告に還付された過納金を、相続財産とする更正処分を受けたことに対し、原告が上記過納金の還付請求権は相続開始後に発生した権利であるから相続財産を構成しないと主張してその取消しを求めている事案である。

判 示 事 項

- 1 相続財産は、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいい、未だ明確な権利とはいえない財産法上の法的地位なども含まれると解するのが相当である。
- 2 本件過納金の原資は亡乙が拠出した納付金ではあるが、乙の相続開始時には、別件訴訟が係属中であり、相続開始の時点で、存在することが前提となる相続財産の中に本件過納金の還付請求権が含まれると解する余地はないといわざるを得ない。
- 3 還付加算金は、違法に財産権を侵害された納付者に対する調整ないし救済措置として国税通則法によって定められたのであり、それが認められるからといって過納金の還付請求権が国税の納付時に遡って発生したと解する理論的根拠とはならず、還付加算金の起算日は過納金の還付請求権の発生時期とは無関係に定まったというべきである。
- 4 本件過納金が原告に還付されたのは、原告が乙を包括承継したことにより、別件所得税更正処分に係る納税者の地位を承継しているからであり、このことをもって、取消判決確定によって初めて発生した還付請求権を相続により取得したと解するのは、論理に飛躍があるといわざるを得ない。
- 5 還付金は、本来的には納付者本人の財産として扱うのが相当であるが、それが納付者の相続開始後に発生した場合には、相続人の新たな収入金額として扱うことも格別不合理ではないというべきである。
- 6 更正処分が取り消されるまでは、還付請求権は条件付き債権としても発生していないのであるから、本件過納金の還付請求権が相続財産を構成すると認めることはできない。
- 7 公定力により行政処分はそれが権限ある機関によって取り消されるまでは有効と扱われるから、こうした公定力が排除される以前の段階では、過納金の還付請求権も将来発生しないものとして扱われることになる。そうすると更正処分取消訴訟の原告たる地位は、取消判決が確定する以前の段階では、財産法上の法的地位ということもできず、金銭に見積もることができる経済的価値のあるものとして、評価することはできないというべきである。
- 8 相続税法22条の規定文言及び趣旨に加え、後発的事由に基づく更正の請求においても、相続財産の価額に変動が生じた場合は行われなかったことをも考慮すると、同法は、相続財産の評価時期を相続開始時のみとし、後発的事由に基づく再評価は許容していないと解するのが相当である。
- 9 以上のとおり、本件更正処分は、本来相続財産に含まれない本件過納金に係る還付金を課税財産に含めて税額を算定したものであり、また、別件所得税更正処分取消訴訟の原告たる地位を相続財産とみることもできないから、いずれにしても、相続税の増額更正を内容とする本件更正処分は違法といわざるを得ない。

判決年月日 H20-02-04

国税庁訴資 Z888-1307